

はい！消費生活相談窓口です

点検商法にご用心

訪問販売の契約は慎重に！ 「無料で屋根を点検する」と言われたが...



※訪問販売は、契約書面の交付が義務付けられています。

※契約書を受け取って8日間はクーリングオフができます。

Q：業者が「無料で屋根の点検をする」と自宅に来ました。点検後に、瓦がずれており、放置すれば雨漏りをするといわれたので100万円の契約をしました。

しかし、本当にずれていたかどうかわからず、やめたいのですが、やめることはできるでしょうか。(70才女性)

A：自宅に業者が来て契約をした場合、契約書を受領後、8日間はクーリング・オフができます。不意打ちを保護するための法律で、契約はなかったこととなります。ハガキを作成しコピーをとり、特定記録郵便で販売店（信販会社）に通知します。

勧誘時すぐ決めないで、複数の見積もりをとって、契約は慎重に検討しましょう。

身に覚えのない「消費料金の未納請求はがき」にご注意!!

「民事訴訟告知センター」等と名乗る機関から、「最終告知」「訴訟が開始された」「差し押さえ」など法的手段を並べたはがきが町内で多数届いています。あわてて電話をさせ、個人情報を聞き出して高額な請求へと導く詐欺の手口です。

相手に電話をせず、無視してください。

※法務省や紛争解決を請け負う機関をかたっています。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

住民生活課 ☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎ 0859-34-2648 (平日・土日)

琴浦大山警察署

☎ 0858-49-8110 または # 9110

土砂災害特別警戒区域に指定された 固定資産税土地評価について

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、崩落や地すべり等の土砂災害の危険性がある区域として、指定されるものです。

この区域に指定された土地では、その危険性が示されると共に、特定開発行為に対する許可制や建築物の構造の制限等の土地利用制限が設けられます。

そのため、平成30年度の固定資産税評価から、この制限が価格に与える影響を考慮し、対象地には評価額に減価補正を適用して課税します。

●対象地目

区域内の宅地と駐車場や広場等の宅地の価格に比準する雑種地

●補正内容

総画地地積に占める土砂災害特別警戒区域面積の割合

① 10%以上～50%未満の場合

通常の評価額の8割

② 50%以上の場合

通常の評価額の7割

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859・54・5208